

京都市告示第 5 1 3 号

計量法第 2 0 条第 1 項及び第 2 1 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器について、次のとおり、指定定期検査機関による定期検査を行います。

平成 2 6 年 2 月 2 5 日

京都市長 門川 大作

1 定期検査を行う区域

下京区

2 検査の対象となる特定計量器

ひょう量 5 0 0 キログラム以下の質量計

3 定期検査の実施場所

指定定期検査機関が指定する場所

4 定期検査の実施の期日

平成 2 6 年 4 月 2 日から同年 5 月 3 0 日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。

5 定期検査を行う指定定期検査機関の名称

一般社団法人 京都府計量協会

(計量検査所)